

岩手県告示第686号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成29年9月19日から同年10月10日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。

平成29年9月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
- (2) 名称 岩手県

2 埋立区域

- (1) 位置 釜石市箱崎町第9地割26番、28番及び29番地先水面
- (2) 区域 箱崎漁港内の防潮堤に設置した漁港施設の測量基準点、基-4を基点とし、基点から291度23分 81.7メートルの点を1点とし、1点から274度15分 83.2メートルの点を2点とし、2点から284度38分 49.5メートルの点を3点とし、3点から、11度38分 13.5メートルの点を4点とし、4点から16度35分 1.9メートルの点を5点とし、5点から98度08分 2.1メートルの点を6点とし、6点から188度08分 3.1メートルの点を7点とし、7点から98度08分 125.6メートルの点を8点とし、8点から8度08分 3.1メートルの点を9点とし、9点から98度08分 2.1メートルの点を10点とし、10点から182度37分 5.7メートルの点を11点とし、1から11まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 1,976.48平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 7,844.40平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して90日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成32年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。